

復興庁 説明資料

令和元年 7月29日



復興庁

Reconstruction Agency

新たなステージ 復興・創生へ

1 原子力被災地域の現状について

(1) 避難指示解除・避難者数の状況

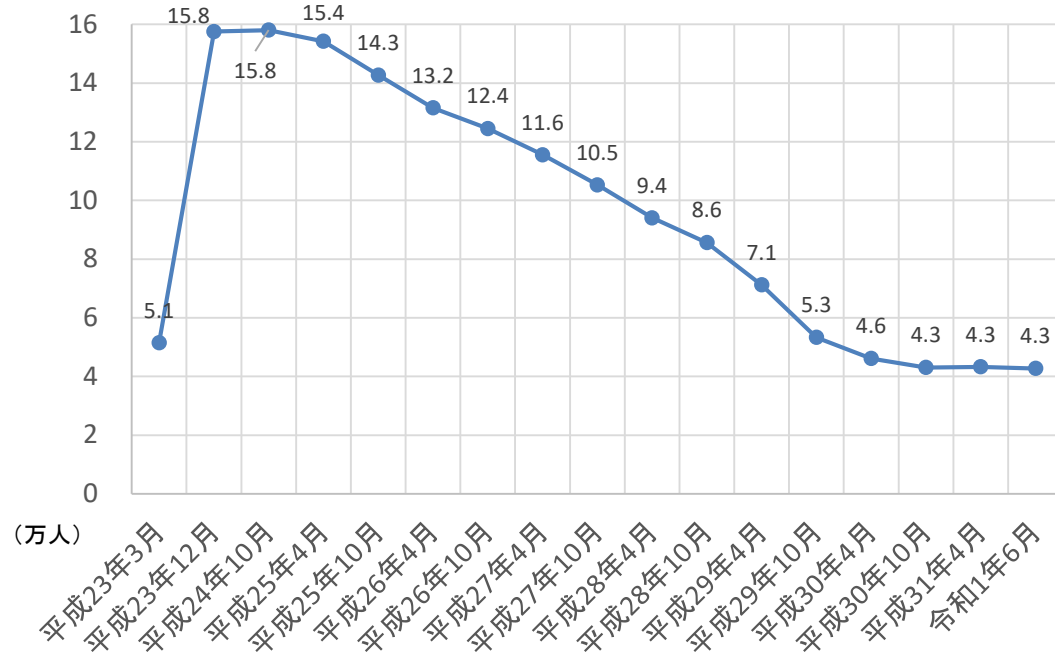
【最近の避難指示解除の状況】

➤ 帰還困難区域を除くほとんどの地域で避難指示が解除。

(1) 田村市：2014年4月1日 避難指示解除準備区域を解除
(2) 檜葉町：2015年9月5日 避難指示解除準備区域を解除
(3) 葛尾村：2016年6月12日 居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除 川内村：2016年6月14日 避難指示解除準備区域を解除 (2014年10月1日に、一部地域で避難指示解除を実施するとともに居住制限区域を避難指示解除準備区域に見直し) 南相馬市：2016年7月12日 居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除
(4) 飯館村：2017年3月31日 居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除
(5) 川俣町：2017年3月31日 居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除
(6) 浪江町：2017年3月31日 居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除 富岡町：2017年4月1日 居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除
(7) 大熊町：2019年4月10日 居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除

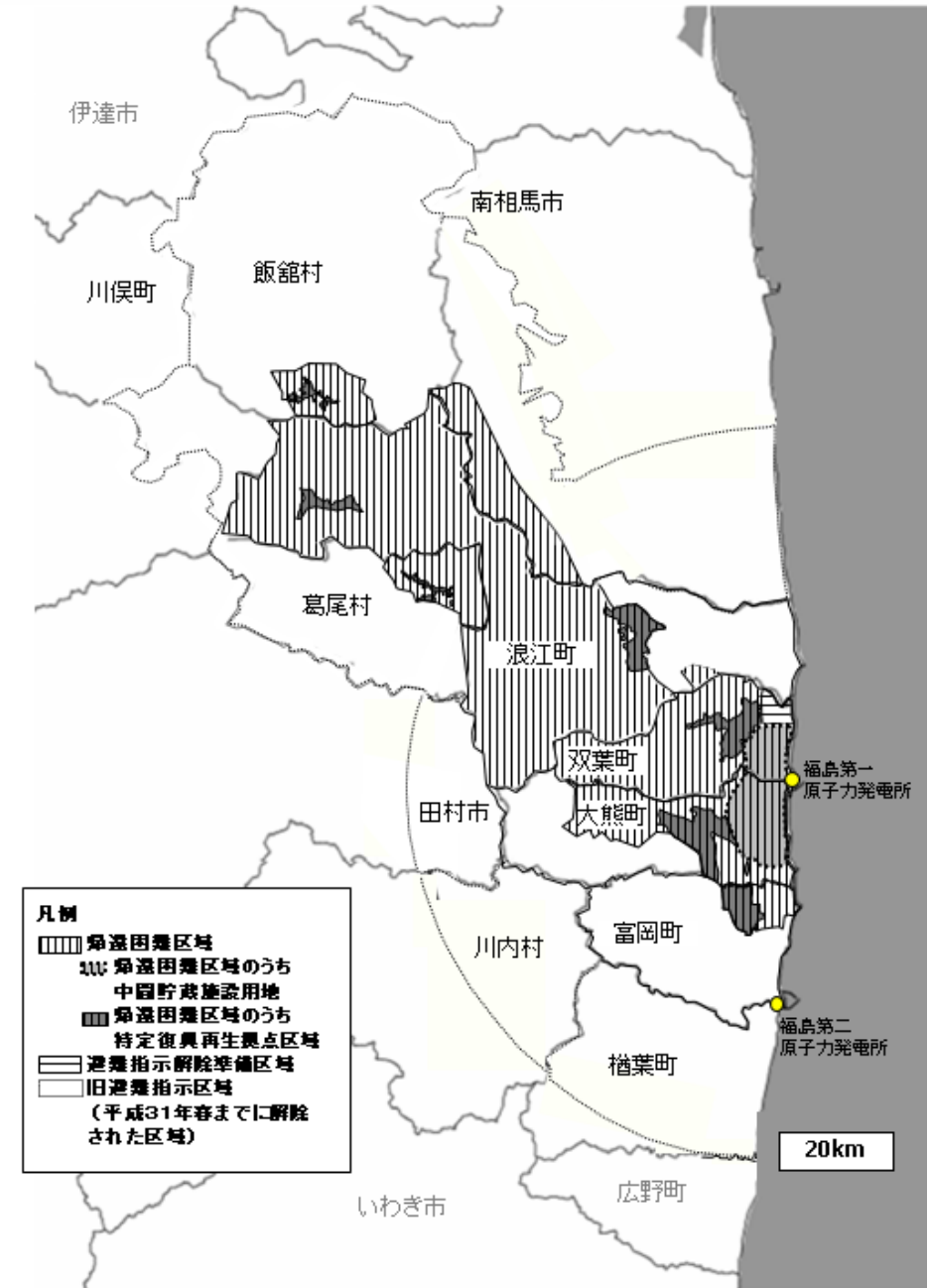
【福島県全体の避難者数（県内・県外）】

➤ 令和元年6月現在、約4万人を超える避難者。



※平成31年4月時点の避難指示区域からの避難対象者：約2.3万人（7市町村）
（避難指示区域設定時（平成25年8月）は約8.1万人）

避難指示区域の概念図（2019年4月10日時点）



(備考)
 ・東日本大震災による福島県全体からの避難者数は、福島県「平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報」による。
 ・避難指示区域からの避難対象者数は、市町村から聞き取った情報（2019年4月1日時点の住民登録数）を基に原子力被災者生活支援チームが集計。

1 原子力被災地域の現状について

(2) 避難指示解除地域を巡る現状

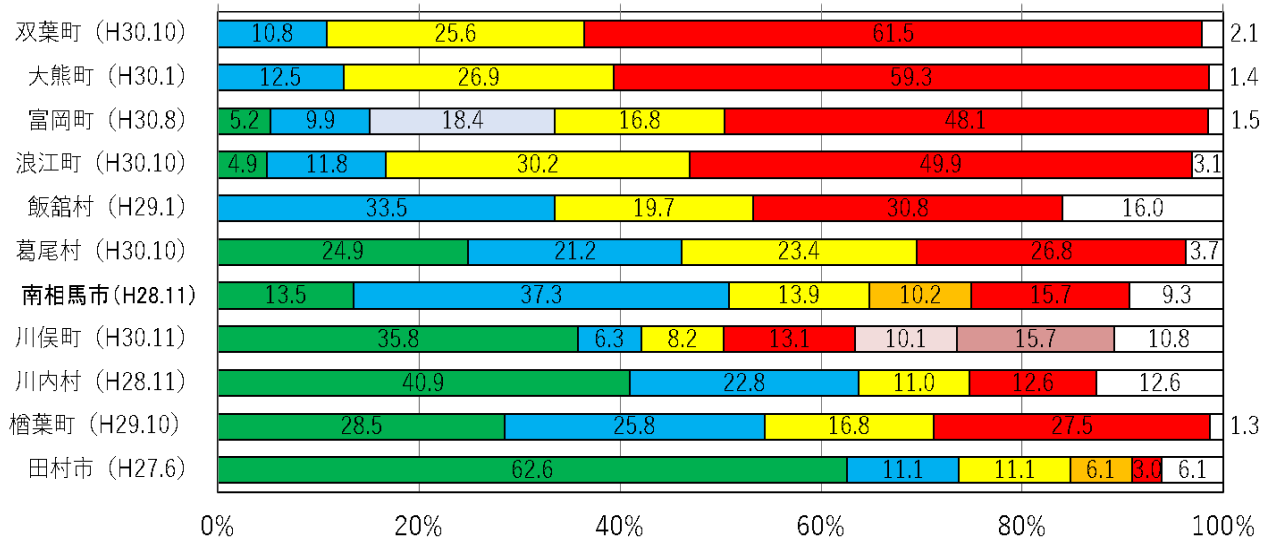
【住民帰還に係る状況】

- 避難指示が解除された地域の居住者数は、各自治体のHPで公表されている人数を単純に合計すると、約1.4万人※1,2（住民基本台帳人口は約6.7万人※1,3）（令和元年6月時点）。
- 住民意向調査によれば、避難指示解除が遅くなった市町村では「戻らない」と回答した方が5～6割程度となっている一方で、「戻りたい」、「まだ判断がつかない」と回答した方も3～4割程度いる。

※1 被災12市町村のうち、避難指示の発令されていない広野町及び全域避難が続く双葉町を除く。各自治体における居住者数の集計方法は異なる
 ※2 檜葉町、川内村は町村全域。その他の市町村は避難解除等区域。川内村は平成30年9月時点の人数。葛尾村は転入者を含まない。
 ※3 檜葉町、富岡町、川内村、浪江町、葛尾村、飯館村、大熊町は町村全域。その他の市町村は避難解除等区域。

○原子力被災自治体における住民意向調査（帰還意向）

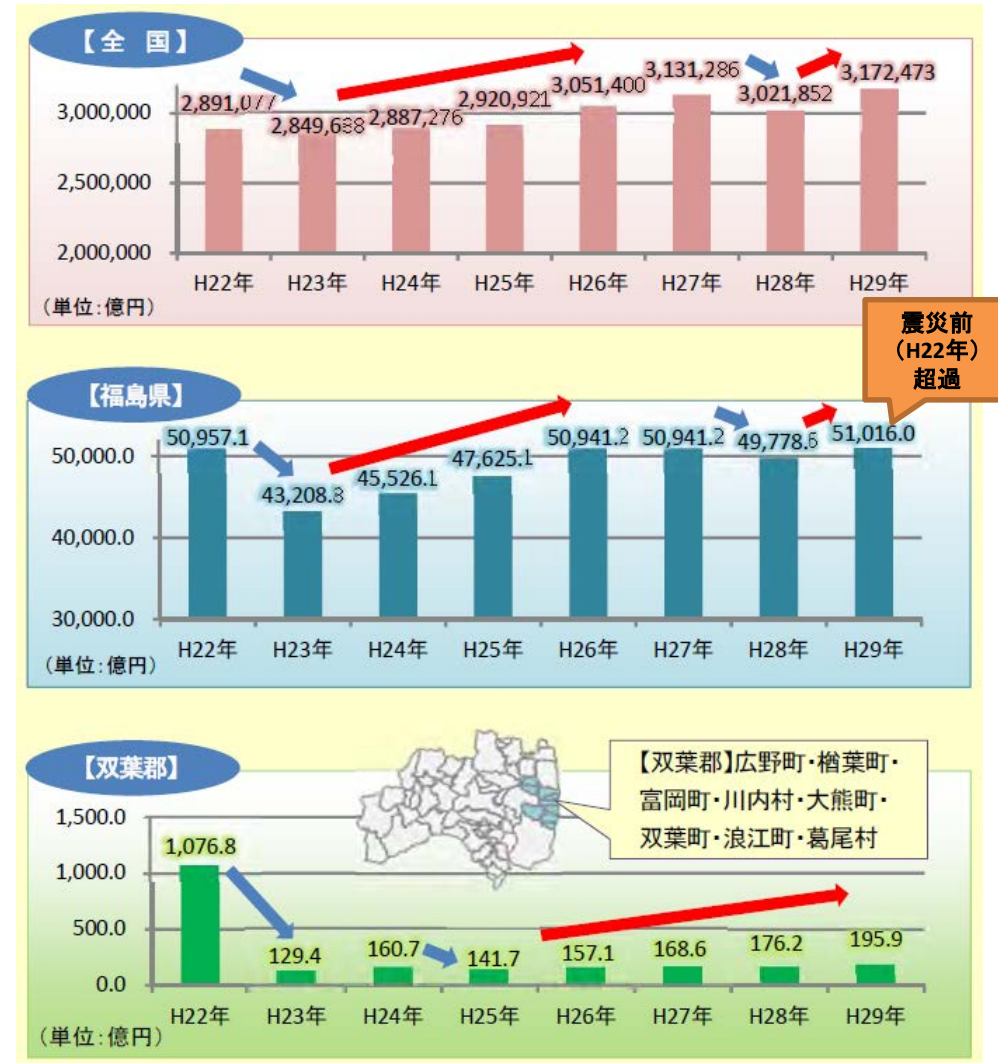
【凡例】
■ 戻っている ■ 戻りたい ■ 戻りたいが戻れない ■ まだ判断がつかない ■ 同じ自治体内に戻りたい ■ 戻らない
■ 同じ自治体内の他地区に転居している ■ 自治体外に転出している ■ 無回答



【産業復興に係る状況】

- 福島県全体の製造出荷額等は、平成29年は前年より2.5%増加し、震災前（平成22年）を上回る水準まで回復した。
- しかし、原発事故により避難を余儀なくされた双葉郡では、現在でも出荷額は震災前の2割弱にとどまっている。

○地域別製造品出荷額等の推移



1 原子力被災地域の現状について

(3) 生活環境整備の最近の状況

➤ 避難指示が解除された地域において、帰還に向けた生活環境整備を推進。

医療

2018年4月、富岡町に24時間救急体制で、地域の中核的な医療を担う「福島県ふたば医療センター附属病院」が開設



介護・福祉

- ・2017年12月、南相馬市で介護老人保健施設「ヨッシーランド」が再開
- ・2018年4月、南相馬市で特別養護老人ホーム「梅の香」が再開

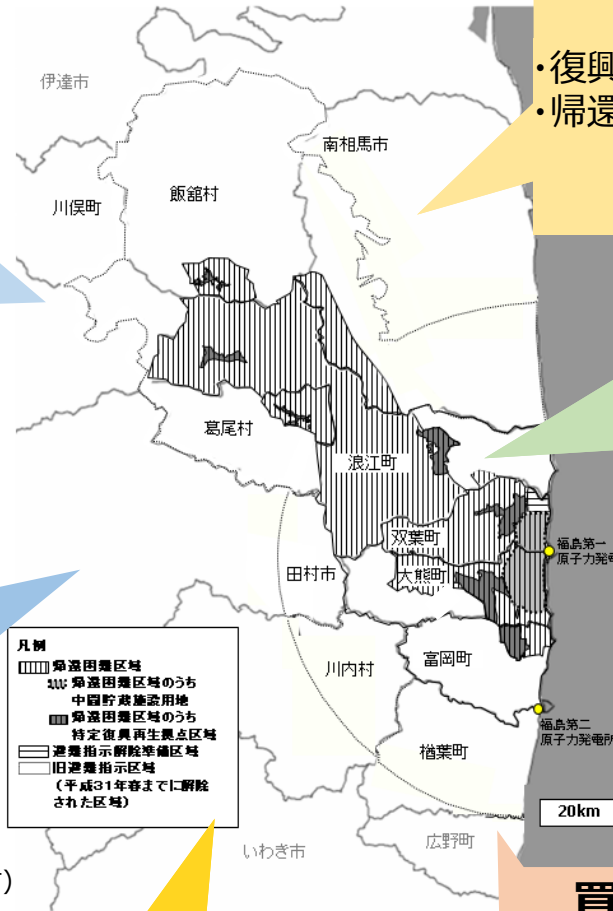


教育

- ・小中学校再開：10市町村再開済
- ・新規開校：ふたば未来学園高校、小高産業技術高校が開校済
- 2019年4月、ふたば未来学園中学校が開校



ふたば未来学園中学校開校式



住まい

- ・復興公営住宅：計画戸数4,890戸うち4,767戸完成
- ・帰還者向け災害公営住宅：計画戸数423戸うち343戸完成



県営復興公営住宅「日和団地」

交通機関等

- ・2017年10月、常磐線が竜田駅から富岡駅まで再開。2019年4月、「Jヴィレッジ駅」開業。2019年度末までの全線開通を目指す。
- ・2018年3月、福島相馬道路（相馬玉野IC～霊山IC間）開通
- ・2019年3月、磐越自動車道「田村スマートIC」、常磐自動車道「ならはスマートIC」、「大熊IC」が開通



ならはスマートIC開通式

買い物環境

- ・2018年6月、楢葉町で「ここなら笑店街」が開設
- ・2018年12月、南相馬市で「小高ストア」が開設
- ・2019年6月、大熊町で「ヤマザキショップ大川原役場前店」が開設
- ・2019年6月、南相馬市で「ダイユーエイト小高」が開設
- ・2019年7月、浪江町で「イオン浪江店」が開設

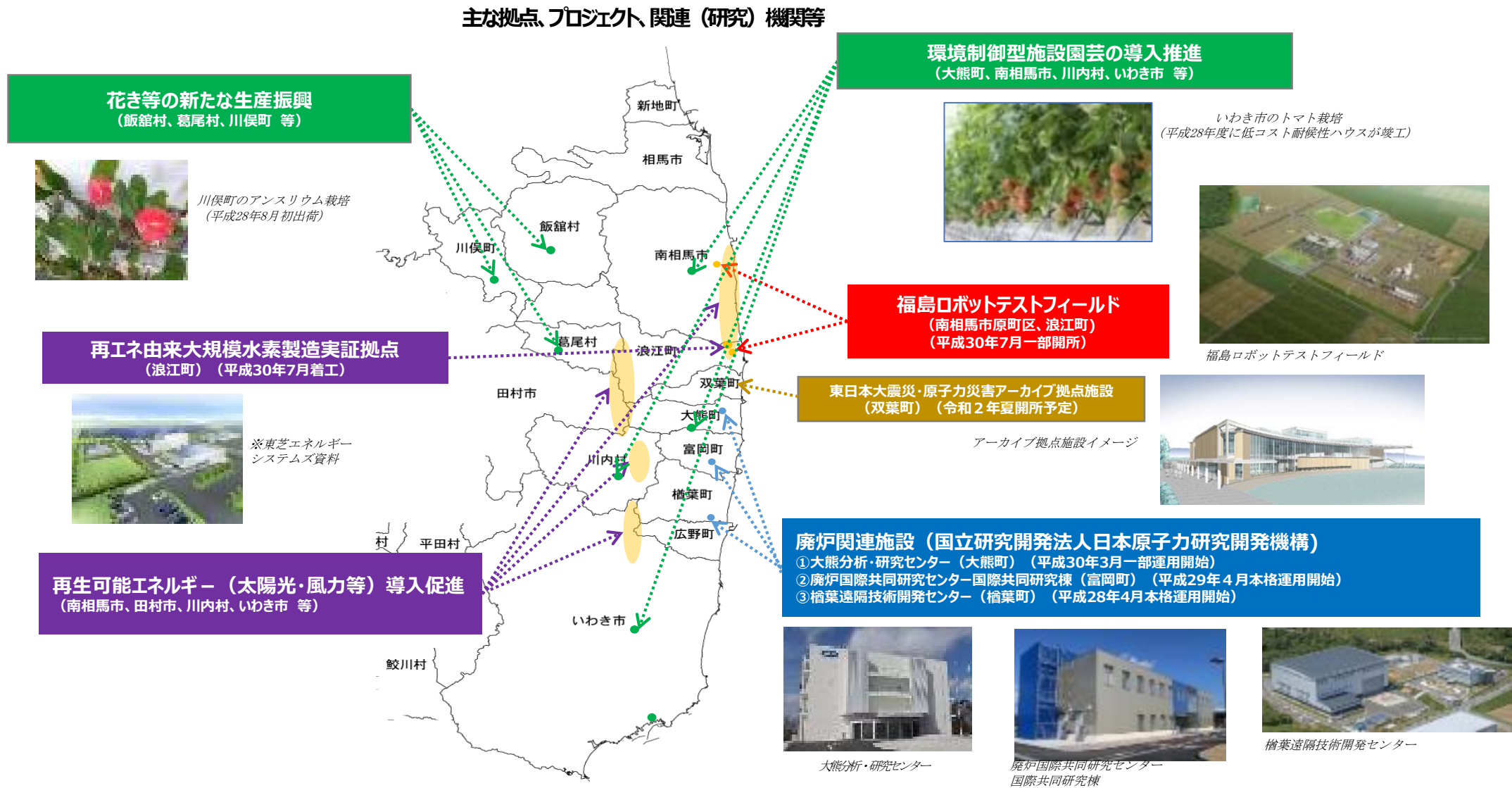


イオン浪江店（浪江町）

1 原子力被災地域の現状について

(4) 福島イノベーション・コースト構想の概要

- 平成26年6月、浜通り地域に新たな産業基盤の構築を目指す、「福島イノベーション・コースト構想」を取りまとめ。
- 平成29年5月、福島復興再生特別措置法に構想を規定し、同年7月に関係閣僚会議を立上げ、推進体制を抜本強化。
- 重点分野（廃炉、ロボット、エネルギー、農林水産等）の先端的な研究開発を推進するとともに、研究、実証、情報発信等のための各種拠点を整備し、企業誘致、地元企業との連携、人材育成を進め、産業集積を目指す。同構想では、国内外からの人材が結集する国際的な研究、教育拠点の整備が必要、とされている。



2 「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針の見直しについて(概要)

〔平成31年3月8日閣議決定〕

- 「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針(平成28年3月11日閣議決定)については、今般、復興施策の進捗状況、原子力災害からの復興の状況等を踏まえ、見直しを行う。
- 政府は、引き続き、現場主義を徹底し、被災者に寄り添いながら、復興・創生期間において、本基本方針に定めるところにより、2. 及び3. に掲げる各事項に重点的に取り組み、5. において復興・創生期間後における復興の基本的方向性を示す。

1. 基本的な考え方

- 地震・津波被災地域**においては、地域によって復興の進捗状況が異なることから、進捗の遅れている事業などの復興を加速化する。復興の総仕上げに向けて、被災地の自立につながり、**地方創生のモデルとなるような復興の実現を目指し、取組を進める。**
- 福島原子力災害被災地域**においては、本格的な復興・再生に向けて、避難指示が解除された地域の生活環境整備、特定復興再生拠点区域の整備、福島イノベーション・コースト構想の推進、事業者・農林漁業者の再建、風評の払拭に向けた取組等を進める。**福島の復興・再生は中長期的対応が必要であり、復興・創生期間後も継続して、国が前面に立って取り組む。**

2. 各分野における今後の取組

1	被災者支援	避難生活の長期化に伴う心身のケア、住宅・生活再建支援、コミュニティ形成、「心の復興」など、生活再建のステージに応じた切れ目のない支援
2	住まいとまちの復興	住まいの再建（岩手県・宮城県において復興・創生期間中に仮設生活を解消）、交通・物流網の構築など
3	産業・生業の再生	観光振興（平成32年までに外国人宿泊者数150万人泊目標）、農林水産業の再生、企業立地の促進、人材の確保など
4	原子力災害からの復興・再生	①事故収束（廃炉・汚染水対策）、②放射性物質の除去等、③避難指示の解除と帰還に向けた取組の拡充等、④福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積、⑤事業者・農林漁業者の再建、⑥風評払拭・リスクコミュニケーションの推進
5	「新しい東北」の創造	企業・大学・NPOなど民間の人材やノウハウの活用により取組を推進、これら取組で蓄積したノウハウ等を普及・展開

3. 復興の姿と震災の記憶・教訓 及び 4. フォローアップ等

- 東京オリンピック・パラリンピック、ラグビーWC**を通じて、世界中からの支援に対する感謝、被災地の復興の姿や魅力を国内外に発信
- 効果的な復興の手法・取組や民間のノウハウ等を始め、復興全般にわたる取組を集約・総括
- 基本方針の実施状況等についてフォローアップ

5. 復興・創生期間後における復興の基本的方向性

- 復興期間中に実施された復興施策の総括を行った上で、復興・創生期間後も対応が必要な課題について、今後の対応を検討。

(1) 地震・津波被災地域

復興・創生期間後も一定期間対応することの検討が必要な課題は以下のとおり。必要な事業について、速やかな復興の完了と自立に向けた支援のあり方を検討。

▶ ハード事業

個別の工事箇所ごとの進捗管理の徹底等により、復興・創生期間内の完了を目指すなど

▶ 心のケア等の被災者支援

コミュニティ形成、心身のケア、「心の復興」、見守り・生活相談等

▶ 被災した子どもに対する支援

特別な教員加配、スクールカウンセラーの配置、就学支援

▶ 住まい

応急仮設住宅の撤去、被災者生活再建支援金の支給等
災害公営住宅の家賃低廉化事業・特別家賃低減事業

▶ 産業・生業

中小企業等グループの再建支援や企業立地補助金の申請・運用期限の延長要望

▶ 地方単独事業等

残事業に対応するための人材確保対策、法律に基づく減収補てん等

▶ 原子力災害に起因する事業

風評被害対策等

(2) 原子力災害被災地域

復興・創生期間後も対応することの検討が必要な課題は以下のとおり。必要な事業について、支援のあり方を検討。

▶ 事故収束 廃炉・汚染水対策の安全かつ着実な実施

▶ 環境再生に向けた取組

中間貯蔵施設の整備・施設への搬入、仮置場の原状回復、土壌等の減容・再生利用等による最終処分量の低減、特定廃棄物の処理等

▶ 帰還促進・生活再建等

魅力あるまちづくり・コミュニティ形成、買い物・教育・医療等の生活に必要な環境整備、特定復興再生拠点区域の整備、医療・介護保険等の保険料・窓口負担（利用者負担）の減免、心身のケア・見守り・生活・健康相談等

▶ 福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積

廃炉、ロボット、エネルギー、農林水産等の分野に係るプロジェクトの推進等
福島ロボットテストフィールド等の拠点施設の安定的運営

▶ 事業者・農林漁業者の再建

事業再開、経営改善、人材確保等
営農再開・作付面積の拡大、森林・林業の再生、本格的な漁業の操業再開等

▶ 風評払拭・リスクコミュニケーション等

情報発信、環境放射線モニタリング、健康調査、食品検査、農林水産物の販路回復、観光振興の取組等

▶ 地方単独事業等

原子力災害に伴う風評被害対策、人材確保対策、法律に基づく減収補てん等

(3) 復興を支える仕組みについて

復興施策の進捗状況や効果検証、被災地方公共団体の要望等を踏まえ、必要な事業を確実に実施できるよう、あり方を検討。

(4) 後継組織について

後継組織として、復興庁と同じような司令塔として各省庁の縦割りを排し、政治の責任とリーダーシップの下で東日本大震災からの復興を成し遂げるための組織を置く。

復興施策の進捗状況や効果検証、被災地方公共団体の要望等を踏まえ、必要な事業を確実に実施できるよう、あり方を検討。

參考資料

東日本大震災・原子力災害アーカイブ拠点施設について

- 平成28年8月に双葉町への立地を決定。平成29年3月に「東日本大震災・原子力災害アーカイブ拠点施設基本構想」を策定し、平成29年度より施設設計に着手。平成30年度に着工し、2020年夏の開所に向けて施設整備を進めている。
- 福島県だけが経験した、複合災害の記録と記憶を後世に伝えるとともに、復興に向けて力強く進む福島県の姿や、これまでの国内外からの支援に対する感謝の思いを発信することを目的とし、①収集・保存、②調査・研究、③展示・プレゼンテーション、④研修の4事業を実施予定。

【建設計画の概要】

建設場所：双葉郡双葉町中野地区内
(復興祈念公園と隣接)

総事業費：約53億円(国庫補助2/3)

施設面積：約5,200㎡

事業概要：

I. 資料の収集・保存

福島だけが経験した複合災害の記録・記憶を蓄積して後世に伝えるため、関連資料の収集と保存、収蔵を実施する。

II. 調査・研究

複合災害の教訓を生かし、原子力災害とそこからの復興過程に関する研究を行う。

III. 展示・プレゼンテーション

福島の「光と影」を伝え、震災前後やこれからの福島をプレゼンテーションする。

IV. 研修

参加者が行動するきっかけとなる原子力災害の経験に基づく研修プログラムを提供する。

■位置図

アーカイブ拠点施設建設地
(双葉郡双葉町中野地区内)



■施設仰観図



2. 新しい産業基盤の構築

浜通りにイノベーションを興し、新たな産業基盤を構築するためには、学術的基盤の整備と世代を超えて様々な分野の研究者や技術者を育成し、輩出された人材が、長期にわたり浜通りの復興をリードしていく体制の整備が必要である。

(1) 国際産学連携拠点の整備

① 国内外の研究機関のための国際的な産学官共同研究室

- ・ 廃炉を進めるための技術開発には、国内外の原子力関係研究機関の英知の結集が必要である。また、廃炉以外にも福島環境回復や住民の健康管理、社会科学的研究等について、多くの研究者が既に研究を進めている。
- ・ 一方、多くの研究者から「福島現地での研究が容易ではない」、「福島第一原発の廃炉研究に関して大学からの直接の関与が難しい」等の懸念が示されている。また、廃炉に関する研究を着実にを行うためには、研究実証の場である福島第一原発近傍で実施できる環境が整備されることも望まれている。
- ・ このような全国の大学側が持っている復興関連研究に対する自発的な意欲を基本に、福島現地における大学の研究教育活動を誘導することで、福島復興に対する大学の関与を拡大させ、その研究成果を復興や廃炉の加速に繋げるとともに、現地の「学術的かつ教育的価値」を高め、地域の活性化と復興につなげる。
- ・ これらの視点に基づき、各機関と国が、それぞれが負担する形で、国内外の研究者が継続的に駐在し、基礎的・基盤的な研究が実施できる共同研究室を設置する。
- ・ 研究テーマとしては、汚染環境の調査や環境回復に関わる研究、農林水産業の復興につながる研究、ロボット技術に関する研究、福島復興につながる技術の研究、社会科学的研究、住民の健康確保につながる医学面での研究、廃炉や汚染水の問題解決に関わる先端的な基礎研究などが考えられる。
- ・ また、研究開発の成果を地元で事業化するため、地元企業と大学・企業・研究機関を結びつけるマッチングプランナーの配置や、ベンチャー企業支援や企業集積につながる政策支援や規制緩和についても今後検討が必要。

II. 国際産学連携拠点の課題と具体的な方向性

2. 大学教育拠点

(2) 基本的な方向性 ①短中期(平成27年(2015年)～平成32年(2020年))

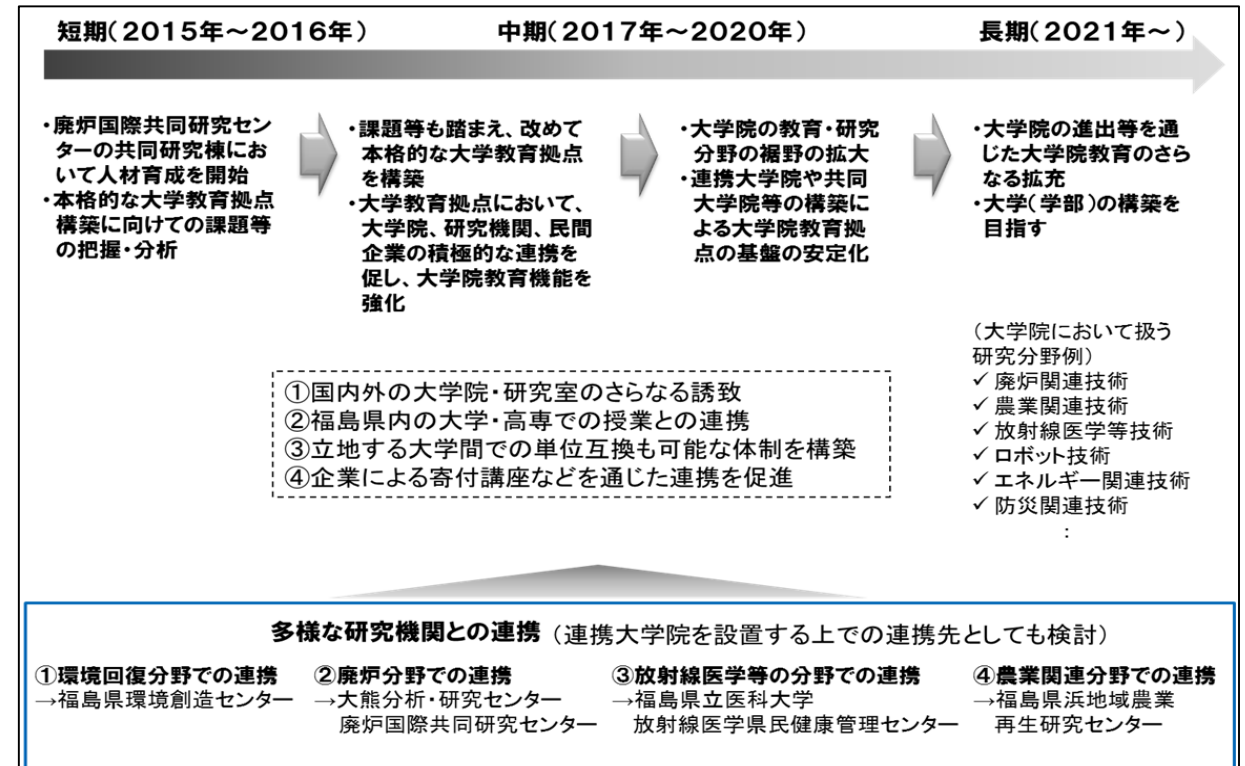
大学教育拠点構築に向けての方向性

- ・このように、今回具体化の検討を行う大学教育拠点の構築に当たっては、ニーズのある研究・教育分野は多岐にわたり、廃炉を主眼に置いた廃炉国際共同研究センターのみでは十分ではないため、その他の研究分野、そして廃炉についても廃炉国際共同研究センターでは足りない機能について補完していくような、研究及び人材育成の機能を兼ねた新たな施設の整備が必要となる。
- ・このため、廃炉国際共同研究センターの国際共同研究棟等での人材育成等の取組を通じて、大学教育拠点構築に向けての準備期間として把握できた課題等も踏まえ、改めて、本格的な大学教育拠点の適地を検討し、その構築を図っていく。
- ・また、その構築に当たっては、大学院は教育機能とともに、研究機能を有しているため、まずは、上記II. 1. (2) ②の多様な研究分野を対象にした産学官共同研究室を起点に構築していく。このため、大学教育拠点においても、汚染環境の調査や環境回復に関わる研究、農林水産業の復興につながる研究、住民の健康確保につながる医学面での研究(放射線医学等)、廃炉や汚染水の問題解決に関わる先端的な基礎研究など、福島復興・再生につながる分野を中心にして、研究者のニーズも踏まえながら多様な研究分野・教育分野の裾野を拡大していくことが必要となる。

図16: 福島国際産学連携拠点における大学教育機能の発展イメージ

② 長期(平成33年(2021年)～)

- ・また、浜通り地域は、中通り地域に比べて、高等教育機関が少なく、特に相双地域は空白地帯となっていることから、地域の復興をリードしていく人材を育成していくためにも、大学(学部)をはじめとした高等教育機関の立地が実現されることが望ましい。特に、大学(学部)については、大学院に比して、地域の定住人口を大幅に拡大することから、地域の発展・拡大にも大きく寄与する。
- ・このため、まずは、大学院の安定した運営基盤を構築し、その地域の定住人口等を拡大し、生活環境も整えた上で、次なる段階として、長期的にその近辺もしくは多少遠方の地域において、大学(学部)をはじめとした教育拠点の構築を目指す。



「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について(抜粋) (平成31年3月8日閣議決定)

5. 復興・創生期間後における復興の基本的方向性..

(2) 原子力災害被災地域

④ 福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積

・浜通り地域等において、進出企業と地元企業が連携して産業集積を図り、持続的・自立的な産業発展を実現するための環境整備を推進する。具体的には、廃炉、ロボット、再生可能エネルギーや水素といった新エネルギー、農林水産等の分野に係るプロジェクトの推進、企業立地の更なる促進、技術開発を通じた新産業の創出促進、交流人口の拡大、教育・人材育成、周辺環境の整備を通じ、当該地域の産業復興を推進する。

経済財政運営と改革の基本方針2019(抜粋) (令和元年6月21日閣議決定)

第1章 現下の日本経済

3. 東日本大震災等からの復興

(1) 東日本大震災からの復興・再生

② 原子力災害からの福島の復興・再生

浜通り地域等において、「福島イノベーション・コースト構想」の更なる具体化に関係府省庁が連携して取り組み、地域の自立的・持続的な産業発展を目指す。

福島の復興・再生は中長期的対応が必要であることから、復興・創生期間後も継続して国が前面に立って取り組む。